

組合員の人事に関する協約

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、組合員の人事に関し、次のとおり協約を締結する。

（適用範囲）

第1条 本協約は、組合の組合員に適用する。

（人事の範囲）

第2条 本協約での人事とは、配転、出向、昇格・降格、懲戒、解雇・雇い止め・退職等、職員の人事処遇の変更に関することをいう。

（出向）

第3条 大学が出向を行なおうとする場合には、可能な限り30日前に本人に次の事項を明示し、かつ本人の同意を得なければならない。

- ①出向先、勤務地
- ②出向目的
- ③出向先での職務内容、地位
- ④出向期間
- ⑤出向中の労働条件（賃金、諸手当の支給、労働時間、休暇等）
- ⑥復帰の条件（勤務期間の通算、復帰元等）

（事前協議）

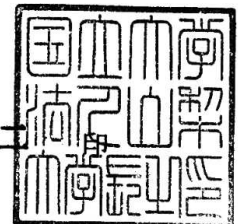
第4条 組合が、組合員にとって不利益を伴う人事について申し出を行った場合は、大学は誠実に事前協議に応じるものとする。

（有効期間）

第5条 この協約の有効期限は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成16年6月9日

国立大学法人山梨大学
学長 吉田 洋 二



組合長山梨大学教職員組合

山梨大学教職員組合

委員長



新田 秀乙